# 国立大学法人山口大学の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

- 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
  - ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業績の実績に関する評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で、増額または減額することができる。

# ② 役員報酬基準の改定内容

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間	報酬等の総	額		就任·退	任の状況	前職
12/日		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	日リ月取
M 1 - F	千円	千円	千円	千円			
法人の長	15,494	11,423	4,071	0 ( )			
	千円	千円	千円	千円			
A理事	11,831	9,030	2,607	193 (通勤手当)	平成24年 4月1日		*
	千円	千円	千円	千円			
B理事	11,396	7,005	2,778	24 (通勤手当) 636 (単身赴任手当) 952 (地域手当相当額)			$\Diamond$
	千円	千円	千円	千円			
C理事	13,559	9,874	3,519	164 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円		·	
D理事	12,298	9,030	3,218	49 (通勤手当)	平成24年 4月1日		

	千円	千円	千円	千円		
E理事	12,471	9,030	3,218	222 (通勤手当)	平成24年 4月1日	
	千円	千円	千円	千円		
A監事	10,654	7,795	2,778	79 (通勤手当)		
- E/	千円	千円	千円	千円		
B監事 (非常勤)	1,582	1,543	0	39 (通勤手当)		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

# 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年			該当者なし	
理事	千円	年			該当者なし	
監事	千円	年			該当者なし	

#### Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
  - ① 人件費管理の基本方針

中期計画において中長期的な人事計画を定め、人件費抑制に努めながら全学的に適切な人件費管理を行う。教員については、学長運用ポストにより戦略的重点配分を行い、管理業務部門については、再雇用及び障害者雇用に必要な人件費を確保し、人事計画に沿って人件費管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条において準用される独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、 業務の実績及び国家公務員の給与水準等を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した ものになるように定めている。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 職員の勤務成績等を考慮し、人件費の範囲内で、昇格の実施、昇給区分の決定及び勤 勉手当成績率の決定を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

<u> </u>	
給与種目	制度の内容
俸給	勤務成績、職務能力等の総合的な評価により、上位の級に昇格させること
(昇格)	ができる。
<b>俸給</b> (昇給)	5段階の昇給区分を設けることにより、勤務成績を適切に反映させる。
賞与:勤勉手当	基準日前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じて定める成績率に基
(査定分)	づき支給する。

### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・職員の月額について、40歳台後半層が在職する職員が受ける俸給月額を 平均0.4%減額、50歳台が在職する職員が受ける俸給月額を最大0.5%減額した。
- ・俸給表の改正に伴い、俸給調整給を引き下げた。
- ・俸給月額の経過措置額を引き下げた。
- ・特殊勤務手当について、教員免許状更新講習業務、学校医・学校歯科医業務を追加 した。
- ・諸手当に「特別貢献手当」を新たに追加した。
- ・36歳に満たない職員について、4月にこれまで抑制してきた昇給を最大2号俸回復した。
- 手術部に勤務する看護師に対し、俸給調整給の支給対象にした。
- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。 (職員について)
  - ・実施期間:H24年6月~H26年3月
  - ・俸給表関係の措置の内容: 国家公務員に準拠
  - ・諸手当関係の措置の内容: 国家公務員に準拠
  - ・国と異なる措置の概要:附属学校教育職についてはH25年1月より未実施。 (役員について)
    - 実施期間: H24年4月~H26年3月
    - ・俸給表関係の措置の内容: 国家公務員に準拠
    - ・諸手当関係の措置の内容:国家公務員に準拠
    - ・国と異なる措置の概要:なし

### 2 職員給与の支給状況

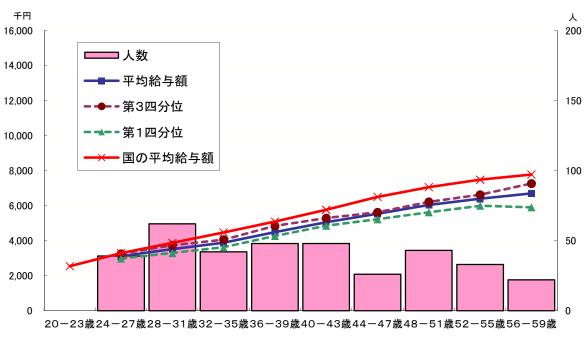
# ① 職種別支給状況

1) 相联7里/	)1) X NP 1/\ \	/L					
				平成:		間給与額(	
×	三分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
باد. باد باد	나라	人	歳	千円	千円		千円.
吊男	肋職員	1864	42.1	6,042	4,577	51	1,465
事 4	女 ++ 4三	人	歳	千円	千円	千円	千円
<del>事</del> 者	务·技術	363	40.2	4,825	3,708	81	1,117
	育職種	人	歳	千円	千円		千円
(大学	学教員)	796	48.1	7,748	5,842	50	1,906
	寮職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病	院医師)	該当者なし					
	<b>寮職種</b>	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院	紀看護師)	502	35.0	4,477	3,377	29	1,100
医	療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医)	療技術職員)	106	36.2	4,606	3,482	33	1,124
坛能,	労務職種	人	歳	千円	千円	1	千円
汉祀	刀力机工	9	50.2	4,840	3,681	52	1,159
	育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(附属)	高等教員)	24	42.8	6,731	5,213	82	1,518
教-	育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	教育学校教員)	64	41.3	6,292	4,891	93	1,401
<u>.</u>							
非堂	勤職員	人	歳	千円	千円	, , , ,	千円
21 111 :	<b>奶州</b>	27	54.4	4,363	3,349	58	1,014
事系	务•技術	人	歳	千円	千円	1	千円
		17	57.4	3,485	2,765	72	720
	育職種	人	歳	千円	千円		千円
-	学教員)	7	47.2 歳	6,124 壬田	4,495 千円	14 千円	1,629 手用
	寮職種 院医師)	該当者なし	<b>/</b> / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	TH	一一一	十円	T F.
(7円)	元区即/	該ヨ有なし	歳	千円	千円	千円	千円
医测定	療職種 経看護師)	該当者なし	府义	1 1 1	1.17	10	
	<b>寮職種</b>	人	歳	千円	千円	千円	千円
	<sup>療職性</sup> 療技術職員)	該当者なし					
<b>却</b> 幼	教育職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
天心	· 双月 / 取貝	2					
2	一の他	人	歳	千円	千円	千円	千円
1	. V/ILL	1					

- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
- 注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手等の業務を行う者を示す。
- 注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。
- 注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。
- 注5:「契約教育職員」とは、本法人が個別に期間を定めて雇用契約を締結する専門職大学院教育職員と特命教育職員を示す。
- 注6:「その他」とは、附属病院における安全管理業務を行う者を示す。
- 注7:在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため表を省略した。
- 注8: 非常勤職員の契約教育職員及びその他職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

年間給与の分布状況(事務・技術職員)

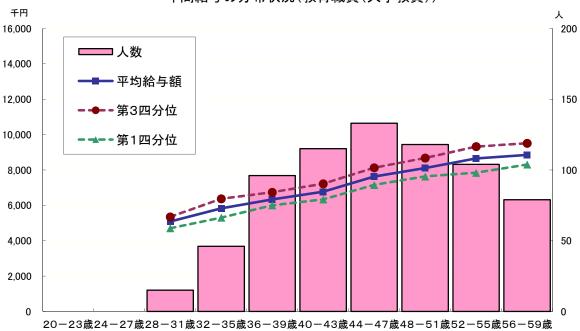


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
774114X70127N 9 7 7V - 7	八貝	十岁十四	第1分位	十岁	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	6	57.8	7,852	8,775	9,590
課長	29	52.7	6,641	6,992	7,263
副課長	27	51.7	5,881	6,047	6,148
係長	137	44.5	4,865	5,201	5,555
主任	41	36.3	3,728	4,145	4,436
係員	123	30.3	3,169	3,424	3,679

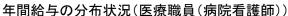
# 年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))

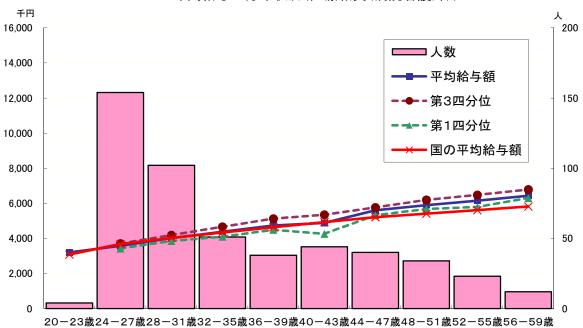


# (教育職員(大学教員))

			m /\ /L		m /\ /L
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
Dalla Marcal & Same Dalla & Sam	八只	十均十酮	第1分位	+10	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	318	55.1	8,448	8,961	9,433
准教授	237	46.6	6,980	7,376	7,718
講師	78	43.1	6,265	6,944	7,629
助教	156	39.1	5,592	6,115	6,577
助手	5	42.9	4,768	4,955	5,040
教務職員	2		-		_

注1:教務職員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、 平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。





注:年齢 $20\sim23$ 歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

# (医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
万和私処をかりクルーク	八貝	十岁十年	第1分位	平均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		_		_
副看護部長	3	52.2	_	6,519	_
看護師長	26	52.6	6,222	6,390	6,517
副看護師長	54	47.2	5,644	5,838	6,086
看護師	418	32.2	3,628	4,127	4,490

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、 平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。 ③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

	~ M11 MX					
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		係員	主任係員	係長 主任	副課長 副事務長 係長	課長 事務長 副課長 副事務長
人員	363	人 54	人 91 (25.1%)	133	36 (2.0%)	人 35
(割合)		(14.9%)	(25.1%)	(36.6%)	(9.9%)	(9.6%)
年齢(最高 ~最低)		歳 59~24	歳 40~27	歳 56~34	歳 59~45	歳 59~41
所定内給		千円	千円	千円	千円	千円
与年額(最高~最低)		3,045~2,105	3,567~2,372	4,663~2,865	4,799~4,143	5,580~4,378
年間給与		千円	千円	千円	千円	千円
有(最高~ 最低)		3,855~2,742	4,515~3,074	6,084~3,791	6,335~5,524	7,263~5,881

区分	計	6級	7級	8級
標準的 な職位		部長 課長 事務長	部長	部長
人員 (割合)		人 10 (2.8%)	人 3 (0.8%)	人 1 (0.3%)
年齢(最高 ~最低)		歳 58~46	歳 59~58	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 6,592~5,425	千円 7,624~6,616	千円 -
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 8,545~7,070	千円 9,888~8,769	千円 -

注1:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

# (教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		助手 教務員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	796	人 6 (0.8%)	人 157 (19.7%)	人 78 (9.8%)	237 (29.8%)	318 (39.9%)
年齢(最高 ~最低)		歳 56~30	歳 62~29	歳 62~30	歳 63~30	歳 63~39
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 3,848~3,216	千円 5,822~3,189	千円 6,394~3,720	千円 7,187~3,827	千円 9,310~5,252
年間給与額(最高~ 最低)		千円 5,086~4,199	千円 7,439~4,132	千円 8,600~4,902	千円 9,254~5,142	千円 12,425~7,094

# (医療職員(病院看護師))

区分	=	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		准看護師	看護師 助産師	看護師長 助産師長 副看護師長 副助産師長	副看護部長 看護師長 助産師長	副看護部長 看護部長	看護部長
人員	502	人	人 418	人	人 27	人	人
(割合)	502	(0%)	(83.3%)	54 (10.8%)		(0.6%)	(0%)
左松/貝古		歳	歳	歳	歳	歳	歳
年齢(最高 ~最低)		_	57~22	59~36	59~44	58~48	_
所定内給		千円	千円	千円	千円	千円	千円
与年額(最 高~最低)		-	4,662~2,269	4,932~3,173	4,952~4,032	4,802~4,696	-
年間給与		千円	千円	千円	千円	千円	千円
額(最高~ 最低)		-	6,208~2,996	6,576~4,260	6,909~5,489	6,788~6,632	-

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員 (病院看護師))

(事務・技術職員)

区分			夏季(6月)	冬季(12月)	計		
	一律支給分(期末相当)		%	%	%		
			61.5	64.9	63.3		
管理	査定支給分(勤勉相当) (平均)		%	%	%		
職員			38.5	35.1	36.7		
			%	%	%		
		最高~最低	50.0~32.7	46.1~30.2	45.9~31.4		
	一律支給分(期末相当)		%	%	%		
一般職員	一年	又和分(朔木相目)	64.0	66.8	65.4		
			%	%	%		
	査定: (平均	支給分(勤勉相当) 」)	36.0	33.2	34.6		
			%	%	%		
		最高~最低	43.8~31.2	41.0~27.3	40.0~30.2		

# (教育職員(大学教員))

(教育城員(八子教員))							
区分			夏季(6月)	冬季(12月)	計		
	45 4 44 5 49 4 4 5 4 5 5		%	%	%		
	一律	支給分(期末相当)	60.1	63.8	62.0		
管理			%	%	%		
職員	査定: (平均	支給分(勤勉相当) I)	39.9	36.2	38.0		
			%	%	%		
		最高~最低	49.6~32.9	46.6~30.5	45.9~31.6		
	4±+νΛΛ (#π++π)//		%	%	%		
一般職員	一律	支給分(期末相当)	63.7	66.6	65.2		
			%	%	%		
	査定: (平均	支給分(勤勉相当) I)	分(勤勉相当) 36.3 33.4	34.8			
			%	%	%		
		最高~最低	50.1~31.8	47.6~29.4	47.5~30.6		

(医療職員(病院看護師))

区分区分			夏季(6月)	冬季(12月)	計		
		.,,,	%	%	%		
	一律	支給分(期末相当)	-	-	-		
管理			%	%	%		
職員	査定3 (平均	支給分(勤勉相当) )	-	-	-		
			%	%	%		
		最高~最低	-	-	-		
	<b>油土がハハ(#ロナ+ロハ/)</b>		%	%	%		
一般職員	一律	支給分(期末相当)	62.8	65.9	64.4		
			%	%	%		
	査定3 (平均	支給分(勤勉相当) )	37.2	34.1	35.6		
			%	%	%		
		最高~最低	43.8~31.9	41.0~19.0	42.4~27.1		

注1:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

87.5

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

95.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

101.8

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

#### -給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務•技術職員

○事務•投附噸貝						
項目	内容					
指数の状況	対国家公務員   87.5   地域勘案   95.8   参考   学歴勘案   87.2   地域・学歴勘案   95.6					
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給					
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.6% (国からの財政支出額 13,846,000千円、支出予算の総額 41,225,000千円:平成24年度予算) 【検証結果】 【累積欠損額について】 累積欠損額 なし(平成23年度決算) 【検証結果】					
講ずる措置						

○医療職員(病院看護師)

項目	内容				
	対国家公務員 101.8				
指数の状況	地域勘案104.2参考学歴勘案102.7地域・学歴勘案105.1				
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給 与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適 正であると考える。				
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.6% (国からの財政支出額 13,846,000千円、支出予算の総額 41,225,000千円:平成24年度予算) 【検証結果】 【累積欠損額について】 累積欠損額 なし(平成23年度決算) 【検証結果】				

### 講ずる措置

- 教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 96.1
- (注) 上記比較指標は法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成 24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数で ある。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区分		当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額	严	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(A)	12,461,661	12,928,222	$\triangle$ 466,561	$(\triangle 3.6)$	△ 182,965	(△ 1.4)
退職手当支給額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(B)	995,353	1,528,916	△ 533,563	(△ 34.9)	236,373	(31.1)
非常勤役職員等給与		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
71 11 23 24 190 24 17 17 17	(C)	4,438,495	4,159,914	278,581	(6.7)	465,718	(11.7)
福利厚生費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
m 13/1 X	(D)	2,143,007	2,140,846	2,161	(0.1)	141,800	(7.1)
最広義人件費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C-	+D)	20,038,516	20,757,898	△ 719,382	(△ 3.5)	660,926	(3.4)

- 注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員にかかる退職手当支給額を計上する。
- 注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

# 総人件費について参考となる事項

- 1.対前年度比の増減要因の分析について
- ①「給与、報酬等支給総額」… 対前年度比 △3.6% 特別貢献手当の新設による給与増はあったが、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関して 給与減額支給措置に関する削減額917,894千円の給与減額を行ったため、総額として減額となった。
- ②「最広義人件費」 … 対前年度比 △3.5%
  - 1)「退職手当支給額」

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき

17,277千円(一般職・技能職:8,453千円、看護職:8,824千円)の削減となったことや、昨年度の定年退職者に比べて人数が少なくなったことにより、減額となった。

### 2)「非常勤役職員等給与」

外部資金等の経費により雇用される職員の増加及び医学部附属病院における診療体制の見直し 等による医療職員等の増員等により増額となった。

#### 2.人件費削減の取組の状況について

#### ①中期目標における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行った。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、平成24年度においても人件費改革を引き続き行う。

### ②中期計画における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行った。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、平成24年度においても人件費改革を引き続き行う。

# IV 法人が必要と認める事項

・国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について

平成25年1月1日付けで国家公務員退職手当法等の一部改正に準拠し、退職手当の支給に係る支給率を段階的に引き下げることとした。 なお、平成25年3月31日付け定年退職者については適用除外とした。